

令和6年度まちづくり会議からの要望に対する回答一覧

地区番号	個票番号	地区名	申出人	件名	要望内容	対応の種類	回答内容	部名	課名
10	1-①	大久保・泉・本 大久保・新栄	ウェリス習志野大久 保管理組合	飲食店顧客の店外喫 煙について	ウェリス習志野大久保の向かいにある飲食店について、店内禁煙は良いが、喫煙顧客が店の外で喫煙している。吸殻入れも無く、そのまま排水口に捨てている姿も見かける。店内に喫煙室を作る等の対策は必須と考える。店の外だから「関係無い」とは言えない。飲食店の顧客であるのだから店舗で喫煙者の行動には責任を持っていただきたい。	令和5年度 予算で対応	ご指摘の飲食店につきましては、令和5年11月に直接店舗へ伺い、要望内容を伝え受動喫煙防止の観点から非喫煙者等への健康被害の影響に配慮するよう協力を求めました。本店舗周辺につきましては今後も受動喫煙防止指導員らによるパトロールを継続いたします。	健康福祉部	健康支援課
10	1-②	大久保・泉・本 大久保・新栄	ウェリス習志野大久 保管理組合	飲食店顧客の店外喫 煙について	ウェリス習志野大久保の向かいにある飲食店について、店内禁煙は良いが、喫煙顧客が店の外で喫煙している。吸殻入れも無く、そのまま排水口に捨てている姿も見かける。店内に喫煙室を作る等の対策は必須と考える。店の外だから「関係無い」とは言えない。飲食店の顧客であるのだから店舗で喫煙者の行動には責任を持っていただきたい。	令和5年度 予算で対応	現地確認を行い、店の前の道路に「たばこのポイ捨て防止」ステッカーを貼付いたしました。	都市環境部	クリーン推進課
10	2	大久保・泉・本 大久保・新栄	新栄大久保町会	アスファルト塗装の更 新	新栄2丁目8番と6番付近の道路について、杖や車いすを使用する高齢者が多くなり、劣化したアスファルトに杖の先端が引っかかり歩行しにくい状態の為アスファルト塗装の更新を要望する。	令和6年度 予算に計上	現地確認を行い、令和6年度に補修工事を実施いたします。	都市環境部	道路管理課
10	3	大久保・泉・本 大久保・新栄	グランコート大久保Ⅱ 自治管理組合	三叉路へのカーブミ ラーの設置	大久保3丁目13番付近のmana時計店そばの三叉路は、ゆうロードに対して側道から鋭角左に車が進入するが、ゆうロードは車や自転車、歩行者の往来が比較的多く、側道から来る車と近接する機会が多い。ついては側道側からゆうロードの南側(右側)を見渡すことが出来るカーブミラーの設置を要望する。	対応不可	カーブミラーには交差点直近の死角を映すことができない短所があり、ミラーへの過度の依存により本来不可欠である左右確認などの安全運転が疎かになり、出会い頭の事故が発生する危険性を伴います。そのため現在の基準としては、適切な運転をした際においても目視による安全確認が困難な場合などに設置しております。当該箇所はマンションの玄関、駐車場の出入口付近でもあり、通行の支障になることが考えられるためカーブミラーを設置する予定はございません。現状にてご理解のほどよろしくお願いいたします。	都市環境部	道路管理課
10	4	大久保・泉・本 大久保・新栄	ウェリス習志野大久 保管理組合	大久保商店街におけ る各店舗の道路使用 について	ウェリス習志野大久保の居住者は、自動車の出入口が大久保商店街のみであるため、自動車利用時は必ず大久保商店街を通ることになる。大久保商店街は一方通行であるにも関わらず、自動車での通過時、歩行者との距離が近く、非常に神経を使う。最大の原因は、商店街の各店舗が道路まで使用して営業している事にある。歩行者天国の時間帯であれば理解できるが、終日道路上まで店の看板を設置したり、テーブル等を置いて、飲食させたりしている店舗もある。これは法律違反行為ではないか。また、放置自転車により、歩行者の歩く場所が道路の真ん中付近になってしまっている。店舗の道路使用、及び違法駐輪によって歩行者と自動車の距離が近く、危険な道路になっているため、至急改善願いたい。	その他	道路上の占用物件については、通行の支障となりますので定期的なパトロールと注意喚起を行ってまいります。	都市環境部	道路管理課
10	5	大久保・泉・本 大久保・新栄	ウェリス習志野大久 保管理組合	朝の大久保商店街の 車両通行について	朝の通勤・通学時間において商店街をかなりの速度で走行していく車両があり、とても危険に感じる。店の看板の放置等もあり、道路の端を歩けない場所もあることから、朝の通学、通勤時間帯の車両侵入規制の検討を要望する。	他機関へ依 頼	交通規制につきましては、習志野警察署の所管となることからご要望をお伝えしたところ「通行止め規制は規制区間周辺住民の車両通行をも制限することを理解したうえで、周辺住民全員の同意書を地元にて取りまとめていただき、習志野警察署へ提出いただければ検討します。また歩行者の多い商店街内道路なので現実的には通り抜け車両は少数、また高速での進行は不可能であると思われます。」との回答をいただいております。	都市環境部	道路管理課

令和6年度まちづくり会議からの要望に対する回答一覧

地区番号	個票番号	地区名	申出人	件名	要望内容	対応の種類	回答内容	部名	課名
10	6	大久保・泉・本 大久保・新栄	新栄大久保町会	外灯設置	新栄1丁目児童公園北側バス通り側の歩道が夜間暗いので、外灯照明設置を要望する。	令和5年度 予算で対応	防犯灯1基を設置いたしました。	協働経済部	防犯安全課
10	7	大久保・泉・本 大久保・新栄	本一町会	三角公園に監視カメラ 設置の要望	本大久保1丁目児童遊園(三角公園)内で不審者が子供たちに声掛けしている状況があり、習志野警察の方に見守りを依頼した状況が発生した。今後も子供たちに危害を加えることを防止するため、監視カメラ設置を要望する。	対応不可	本市の公園内における防犯カメラにつきましては、プライバシーに関わるため、市では「都市公園等における防犯カメラ設置及び運用に関する基準」を定め、現在、本市において設置基準の見直しを行い、ご要望の本大久保1丁目児童遊園の防犯カメラの設置の可否を慎重に判断してまいります。なお、引き続き、公園内における見通しをよくするため、樹木等の適切な維持管理に努めてまいります。	都市環境部	公園緑地課
10	8	大久保・泉・本 大久保・新栄	本一町会	三角公園にAED機器 設置の要望	本一町会においては高齢者が多いことから、AEDを使用する機会が多々あると考えるが、5分以内で持ってこられる機器が設置されていないことから、みんなが集まる本大久保1丁目児童遊園(三角公園)内の集会所に設置することを要望する。現在、習志野消防署における使用方法の講習を受講した方を増やしているところである。	対応不可	本市では、市の屋内公共施設(公民館、図書館、体育館等)への設置を行っております。町会・自治会等の集会所や屋外には設置してございません。町会・自治会等、また民間事業者の皆様におかれましては、自主的な設置のご協力をお願いしております。	消防本部	警防課
10	9	大久保・泉・本 大久保・新栄	本一町会	マラソン道路の樹木 の落ち葉掃除のため のごみ袋の支給	マラソン道路南側の植え込みの街路樹の葉がほぼ年間を通して落ちており、近隣住居の前に吹き溜まっている。その影響で側溝が詰まり道路に水が溜まったり、落ち葉がB8通り(本大久保1丁目14番と鷺沼台2丁目18番間の道路)に吹き上がったため清掃が必要である。町内で清掃にあたっているが、ごみ袋の負担を感じているため、家庭ごみには使用しない等の条件を設け、マラソン道路南側に面した16軒(新規入居を含む)×週1枚×4週×11ヶ月(落ち葉のない5月を除く)=704枚(年)+20枚/年(吹き溜まりにかかる枚数):最低724枚の支給を要望する。	その他	マラソン道路につきましては、市が委託した業者が毎月2回、落葉期である10月・11月は月4回の清掃を実施しております。町会・自治会等が行う清掃活動に対してごみ袋の支給は行っておりませんが、清掃活動の実施にあたりましては、ご協力できることもございますので、公園緑地課にご相談ください。	都市環境部	公園緑地課

一覧表中の個票番号は受付番号です。(「地区内優先順位」ではありません。)

※ 1枚の要望書に複数の要望事項、担当課がある場合は、枝番号を付け「1-①」、「1-②」としています。